

東京都環境影響評価制度の見直し 中間のまとめへの意見募集の結果について

1 募集期間

平成 30 年 6 月 27 日（水）から平成 30 年 7 月 26 日（木）まで

2 提出された意見数

5 通 延べ 20 件

（内訳） 4 通（法人） 15 件

1 通（個人） 5 件

3 意見の内容

(1) 意見の内訳

分 類	件 数
施設更新時等の手続の明確化に関すること	10 件
事業内容等変更時の手続要件の明確化に関すること	6 件
環境影響評価図書の公表方法の見直しに関すること	1 件
その他（全般に関すること等）	3 件

(2) 意見の内容と意見に対する東京都環境影響評価審議会の考え方 別紙のとおり

1 施設更新時等の手続の明確化に関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
<p>3 ページ</p> <p>環境への影響を考慮すると、高架、橋梁等の道路又は鉄道等について、橋脚、桁等の除却を行う更新をする場合、対象事業とすることが適当である。</p>	<p>道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵や遮音壁や床版等の取替工事は含まれないことを明確にされたい。</p> <p>道路構造物の安全や施設の保全のために行う防護柵や遮音壁や床版等が「橋、桁等」の「等」に含まれないことを明確にされたい。</p> <p>「桁等」の「等」は何かを明確にされたい。</p>	<p>御意見のとおり、安全や施設の保全のために行う防護柵、遮音壁や床版等の取替工事は、中間のまとめで、更新の要件について新設等と同じ形態の行為であるという考え方を採用したことを踏まえれば、橋脚、橋台又は桁の除却に伴って取り替える場合を除き、道路の更新には含まれないものと考えます。</p> <p>中間のまとめで示した、高架、橋梁等の道路又は鉄道等の更新の考え方について、より範囲を明確にするため、「橋脚、桁等」を「橋脚、橋台又は桁」に修正します。</p> <p>また、更新に含まれないものの範囲について、代表的なものを例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
<p>1 ページ</p> <p>施設の更新時に、手続を行う必要がある理由</p> <p>①施設の更新は、解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。</p>	<p>「施設の更新」を新たに定義するよりも、「施設の解体」を対象とすべきと考える。</p> <p>今回の中間のまとめにおいて、「解体工事の影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもある」とある。</p> <p>それであるなら、直接的に「解体工事」を対象とした方が分かりやすいと思う。</p> <p>例えば、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し工場用途以外の用途（事務用途等）に転換する事業の場合、敷地内に工場用途が残っていれば、新しい考え方では「施設の更新」となるが、工場による環境影響は従前よりも小さくなるのが明らかなので、これは、供用後の工場用途としての環境影響予測を行う必要はないと思う。</p> <p>逆に、「解体」が対象であれば、新築する建物がどのような用途であっても、影響が大きいとされている解体工事そのものを影響評価することができる。</p> <p>今回の中間まとめで想定している「更新」は新たに定義される「解体」とこれまでの「新築」と組み合わせれば対応可能であるし、上記のように「解体」のみでも環境影響予測ができる。</p>	<p>環境影響評価審議会は、都知事の諮問趣旨のとおり、より適正かつ円滑に制度を運用するためには、施設の更新が対象になることを明確化する必要があると考えており、考え方を中間のまとめにお示ししました。</p> <p>御意見をいただいた解体工事については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでも解体工事を含めて環境影響評価を行っています。今後も適切に制度を運用していくべきと考えます。</p> <p>なお、大規模な工場敷地内において、一部の工場施設を解体し、工場用途以外の用途（事務用途等）に転換する場合、必ずしも、工場による環境影響が従前よりも小さくなるのが明らかであるとはいえないと考えます。</p>
	<p>「東京都環境影響評価技術指針」の「解説」において、「対象事業のうち、新築、新設、設置等の対象事業で事業の実施前までに行う解体工事に伴う環境影響要因については、抽出する必要はない。」とされているが、「更新等」の場合も同様に「解体」による影響は予測・評価の対象とせず、アセス手続中に既存施設の除却は可能か。</p>	<p>「更新等」の場合、必ず解体があるため、解体工事を含めて環境影響評価を行うこととなります。また、「新設等」については、事業者の計画において解体と設置を一体で行う場合には、これまでと同様に解体工事を含めて環境影響評価を行うこととなります。</p>
	<p>敷地内に複数棟の施設を有する工場において、1棟を解体した後、解体後の空き地に施設を設置する場合、「増設等」又は「更新等」のどちらに該当するかの判断基準を明記していただきたい。</p>	<p>御意見の「工場において1棟を解体した後、解体後の空き地に施設を設置する場合」について、解体と設置を一体で行わない場合は増設の要件に該当します。一方、一体で行う場合は、除却する施設の建築面積と除却後に設置する施設の建築面積によって増設又は更新の要件に該当します。</p> <p>東京都は、増設や更新の要件の該当判断の代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
	<p>敷地内に既存建築物が存在する土地において</p> <p>①「高層建築物の設置」や「住宅団地の設置」を計画する場合、既存建築物の除却が必要となる。東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）改正後では、このように既存施設の除却が必要な事業は、全て「更新等」と判断されるのか。</p> <p>②除却する施設の用途と新設する施設の用途が異なる場合（例えば、工場を閉鎖して、集合住宅を建設する）には、除却行為があっても、「新築等」と判断されるのか。</p> <p>③既存施設の所有者と将来新築する事業者が異なる場合は、「新築等」と判断されるのか。</p>	<p>中間のまとめに示した更新の定義を踏まえた見解は、次のとおりです。</p> <p>①例えば、高層建築物を除却し、対象事業に係る施設として同一である高層建築物に建て替える場合は、更新等に該当します。</p> <p>②例えば、工場施設を除却し、対象事業に係る施設として別である住宅団地を設置する場合は、新設に該当します。</p> <p>なお、解体工事と一体の計画であれば、解体工事も環境影響評価対象になります。</p> <p>③事業者が異なるかどうかは、判断の要件ではありません。事業の内容によって判断します。</p>
	<p>「高層建築物の設置」や「住宅団地の設置」のように、「新築等」と「更新等」の適用規模条件が同じ事業において、「新築等」と「更新」で、手続を進める上で違いはあるのか。あるのであれば明確にしてほしい（例えば環境影響要因における「解体工事」の扱いなど）。</p>	<p>新設等と更新等の手続を進める上での違いは、「更新等」については、必ず解体があるため解体工事を含めて環境影響評価を行うということであり、これ以外の点での違いはありません。</p>
	<p>更新対象事業について、中間まとめでは整理しつくされていないように思われる。現制度において対象事業として「増設」が規定されているものが、「更新」の対象ともなるとするのが妥当と感じられる。また、事例による検証が必要ではないか。</p>	<p>条例の対象事業の全てについて、それぞれ更新の要件を新たに定めるという視点で見直しており、中間のまとめは、その考え方を整理したものです。</p> <p>なお、住宅団地や高層建築物など現制度に「増設」の規定がないものでも「更新」の対象とすべきと考えており、原案のとおりといたします。</p>
	<p>過去にアセス対象であった事業については、複数の新築事業をまとめた規模で対象案件とみなすものなど、事業者、施設が法的な取扱いと整合しない場合があると思われる。このような場合の取扱い等についても、整理をする必要があると考える。</p>	<p>過去に環境影響評価手続が行われ、その場所で新たな事業計画がある場合、過去に行った環境影響評価手続の規模にかかわらず、条例及び施行規則の適用時における事業計画を踏まえて、対象規模を判断することになります。</p>

2 事業内容等変更時の手続要件の明確化に関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
<p>5ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>①当該基本的な諸元の増加が10%未満である変更</p>	<p>「変更届が不要となる場合」において、「当該基本的な諸元の増加が10%未満である場合」に加えて「減少する場合」を追加すべきと考える。基本的な諸元が減少すれば環境影響は減少することが明らかであると考えられるためである。</p>	<p>「基本的な諸元の増加が10%未満」の中に御意見の「減少がある」ことを含むことを想定していましたが、明確な表現ではありませんでした。御意見を踏まえ、変更届を不要とする要件に、基本的な諸元が減少する場合を追加します。</p> <p>なお、基本的な諸元が減少する場合、必ずしも、環境影響が減少することが明らかとはいえないと考えます。</p>
<p>5ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>③対象事業の変更のうち、工期の変更がないもの</p>	<p>「工期の変更がないもの」ではなく、「工期の短縮を行わないもの」に修正すべきと考える。同一の工事量であるなら、工期が延びれば、ピーク時における工事による環境影響は減少する方向になると考えられるためである。</p>	<p>同一の工事量であるなら、工期が延びればピーク時における工事による環境影響は減少する方向になるとは、必ずしもいえないと考えます。</p> <p>工期の変更があれば、これまでも変更届の提出を受け、条例に基づき公表しています。</p> <p>工期の変更は事業内容の変更として広く周知すべき重要な事項の一つであるため、③の要件は、原案のとおりといたします。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>④対象事業の変更によって、次のアからエまでの括弧内の事項をいずれも変更する必要がない変更 (ア～エ省略)</p>	<p>環境影響評価図書の「予測・評価の内容」に変更がないかどうかを判断するのに、変更後の予測評価の見直し作業が必要となるので、事業者側の作業量は変わらないと思う。この項目は削除すべきと考える。</p> <p>基本的な諸元のみで変更届の有無を判断すべきであり、予測評価の見直し作業を行うことになれば、事業者側の負担は変更届手続の有無でも全く変わらない。</p> <p>予測評価の見直し作業を行っても、協議の結果、変更届として提出不要となると、事業者からコンサルタント等に委託発注する際に設定する「成果物」をどうすればよいか、混乱するおそれがある。（「変更届」を成果物として委託契約を締結することができない。）</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>基本的な諸元が 10%以上増加しない場合でも、予測や評価の内容が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものであり、原案のとおりといたします。</p> <p>東京都は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合</p> <p>①～④</p>	<p>①は、手続の「再実施」の判断基準として説明され、「主要な諸元」が 10%増加すると例示されているように、これまでの変更の事例からすれば、極めて大きな変更の範疇であると考えられる。また、「主要な諸元」は対象事業の規模要件やそれに類する主要諸元となっており、今後制度見直しの中で検討され、条例規則等で示されるようなものと思われる。</p> <p>②は、手続上の関係地域の問題であり、周知手続上の問題と理解される。</p> <p>③は、影響の程度とは直接関係ないものと思われる。</p> <p>④はこれまでの「変更届」の必要性を検討する上での従来の判断基準に近い考え方と思われる。</p> <p>条例の対象規模要件、あるいは、環境影響評価法施行令別表 2、3 で示されるような変更に係る事業諸元（以下「主要な諸元」という。）と異なり、予測に当たって設定される諸条件（例えば、条例の高層建築物の場合、施工計画の諸元（建設機械の台数・配置、工事用車両の台数やルート等）、熱源設備の仕様や関連車両の台数やルートなど、細々した事業計画の内容変更が対象となると考えられる。</p> <p>環境影響評価法は「変更届」の手続がなく、「再実施」のみが計画の変更に対しての手続である。これに対して、条例では 62 条に「変更届」、63 条で「再実施」の規定があり、変更のうち影響が極めて大きい場合に「再実施」の対象となる手順となっていると解釈される。</p> <p>特に、条例では事業段階アセスとして精度の高い事業計画に基づいており、詳細な東京都環境影響評価技術指針と条例 3 条等に基づく適切な指導の下、予測評価を実施していることから、再実施した例はほとんどなく、①に該当するような変更はほとんど実績がないのではないかとと思われるので、①～④を同列の基準のように扱うのは適切でないと思われる。</p> <p>以上のことから、③、④は「変更届」の必要性に係る判断基準の根拠、①、②は「再実施」の必要性に係る判断根拠（「再実施」を検討する必要があるかどうかの判断根拠）と考えて、制度を整理することがより分かりやすくなるものとする。</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>中間のまとめ 5 ページのフロー図のとおり、条例では、変更届の提出後に手続の再実施の適否を判断する流れになっています。</p> <p>事業内容等変更時の手続要件の明確化に関して、ここでは最初の段階である変更届の提出時の要件について示しています。①から④までの全ての要件が必要であると考えられることから、原案のとおりといたします。</p>

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
<p>1 ページ</p> <p>本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。</p>	<p>「中間まとめ」 p.3 の変更時の手続要件の明確化の「現状と課題」において、「軽微な変更の要件」について具体的な定めが必要としているが、①～④の要件が示されたものの、再実施について要件、手続等は具体的に記載されている反面、「変更届」の必要の有無の判定をどのようにするのかについて、明確に示されていないように思われる。今後の検討により明らかにされることになるかと思われるが、次の点を指摘したいと考える。</p> <p>1) 変更届提出要否の判断に対する手続について</p> <p>これまで、基本的には事業者の発意により、東京都の助言、指導を受けつつ、最終的には事業者による判断の形として実施してきたと考える。</p> <p>これに対して、中間まとめで①～④の判断基準が示されていたが、だれがどのように判断するかは明確になっていない。</p> <p>なお、新たに設定される①、②の基準に該当するもの以外は、これまでどおりの手順でよい（審議会の意見の聴取は不要）と考えるが、そこを明確にしていきたい。</p>	<p>御意見にあるとおり、変更届提出の要否の判断は、これまでどおり事業者に判断していただくこととなります。</p> <p>変更届は、中間のまとめ5ページに示す①から④までの全ての要件に該当すれば提出が不要であり、一つでも該当しなければ提出する必要があります。</p> <p>なお、変更届が提出された場合、知事は、当該変更が環境に著しい影響を及ぼすおそれがあると認めるときは、審議会の意見を聴き、事業内容の変更による手続の再実施を判断することとなります。</p> <p>変更届提出以後の手続の流れは現行制度のとおりです。</p>
<p>3 ページ</p> <p>変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要である。</p>	<p>2) 事前予測の必要性について</p> <p>変更届の必要性の有無の判断に際して、④や②の判断をするために、事前の予測が必要となるのではないかと懸念する見方がある。</p> <p>「本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。」と中間まとめの1ページにありながら、変更届が不要であることを明らかとするために、再予測をするということは本末転倒であり、これを前提とした制度は考えにくいと思われる。</p>	<p>条例では、事業内容を変更しようとするとき知事に届け出なければならないと定めています。また、変更届が提出された場合、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めることがあります。</p> <p>基本的な諸元が10%以上増加しない場合でも、予測や評価が変わることがあり、環境影響の変化の程度によっては手続の再実施を判断することになるため、④の要件は重要なものと考えます。</p> <p>なお、②の要件は、事業地の拡大等の事実によって変更届の要否を判断できるケースと考えます。</p>
<p>5 ページ</p> <p>変更届が不要となる場合 ①～④</p>	<p>これまでの変更届では、項目ごとに見直し必要性の判断をしたうえで、見直しが必要とされる場合において再予測を行っている。言い換えると、すべての項目において見直しの必要がない場合は、変更届は必要でないというのがこれまでの考え方であったと思われる。したがって、今後も同様の手順が踏まれると考えるが、その場合、一定の判断基準が示されることが望ましいと考える。</p> <p>例えば、工事の施行に際して、以下のような基準が想定される。</p> <p>ア. 大気汚染の場合、建設機械のピーク1年間の排出量に変更前と同程度又はそれ以下の場合、見直しは不要</p> <p>イ. 騒音の場合、建設機械のパワーレベル合成値のピーク値が変更前と同程度又はそれ以下の場合、見直しは不要</p>	<p>東京都市は、変更届に係る予測評価の見直しが必要となる代表事例を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>

3 環境影響評価図書の公表方法の見直しに関すること

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
	<p>手続終了後も、環境影響評価法手続と同様に5年程度は掲載していただきたい。</p> <p>ウェブサイトからダウンロード又は印刷できるようにしていただきたい。</p>	<p>御意見を参考として、図書の掲載期間やダウンロード・印刷の対応について検討する必要があると考えます。</p> <p>具体的には、環境影響評価審議会答申を踏まえ、東京都で検討していくこととなります。</p>

4 その他

中間のまとめ記述部分	意見	審議会の考え方（案）
	<p>一般的に、事業スケジュールは中長期に管理しており、条例改正により新たにアセス手続が必要となると、事業の進捗に大きく影響する。改正条例の施行時期をできる限り先延ばしにしていきたい。</p> <p>改正条例が適用されない事業の推進状況の条件、（例えば、改正条例施行の段階において、「建築確認が申請されている」「開発行為29条が申請されている」等）をできる限り早期に公表していただきたい。</p>	<p>改正条例の施行に当たっては、新しい手続について事業者に必要な準備を行っていただくため、適切な周知期間を勘案する必要があると考えます。</p> <p>例えば、条例附則において、施行までに一定の期間を置くとともに、規則で定める評価書案の提出時期を経過している事業については適用しないなどの経過措置を置くことが考えられます。</p> <p>条例の具体的な施行時期や経過措置については、環境影響評価審議会答申後に、東京都で検討していくこととなります。</p>
	<p>「大規模小売店舗立地法」では、「質問及び回答集」を作成し、適宜更新している。その内容は具体的な例を挙げ、分かりやすく解説されている。今回の条例改正に関しても、改正に伴い複雑化する適用事例などを、具体的事例を用いた「質問及び回答集」で解説していただきたい。</p>	<p>御意見にあるとおり、東京都は、事業者が参考にし得る情報を、例えば質疑応答集などで具体的に示す必要があると考えます。</p> <p>その示し方や内容については、環境影響評価審議会答申を踏まえ、今後、東京都で検討していくこととなります。</p>
	<p>特定の地域において、同時駐車能力が1000台以上の駐車場整備を伴う高層建築物の新築についても、(1000台を超える)一定の台数までは、第40条第4項の調査計画書の手続の省略の特例を適用していただきたい。</p> <p>今日、都心部における大型複合再開発事業においては、複合用途化に伴い大規模駐車施設を併せて計画するケースが見られる。</p> <p>現状、特定の地域での高層建築物の新築の場合、上記調査計画書の手続は規定の届出を行えば不要とされている。当措置は平成14年の条例改正時、都心部における都市再生を促進させることを目的として設定されたと認識している。</p> <p>しかし、特定の地域における高層建築物の新築であっても、同時駐車能力が1000台以上の駐車場を併せて整備する場合は、条例第40条第4項にある特例を受けることができず、手続上必要とする期間が増加することで、本来目的としていた都市再生の促進を遅らせていると考える。</p> <p>また、駐車場の整備に伴う環境影響は、高層建築物の新築による環境影響範囲に包含されていることが考えられる。</p>	<p>特定の地域に関する御意見であり、中間のまとめの記載に関する事項ではありませんが、御意見として参考とさせていただきます。</p>

東京都環境影響評価制度の見直しについて

答 申（案）

平成 30 年 10 月

東京都環境影響評価審議会

目 次

第 1	東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯	1
第 2	東京都環境影響評価制度の見直しについて	1
1	本制度の手続の明確化を中心とした見直し	1
(1)	施設更新時等の手続の明確化	1
(2)	事業内容等変更時の手続要件の明確化	3
2	本制度の運用上の課題の見直し	6
(1)	事業者のより主体的な手続の実施	6
ア	審議会への事業者の参加	
(2)	氏名等の公表に係る条例規定の見直し	6
(3)	環境影響評価図書公表方法の見直し	7
3	更なる制度改善に向けて	7
別 表	「更新」の視点での対象事業の整理	9
参考資料 1	諮問趣旨	23
参考資料 2	第 19 期東京都環境影響評価審議会・環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿	25
参考資料 3	審議の経過	27

第1 東京都環境影響評価制度の見直しに関する諮問及び審議の経緯

環境影響評価制度（以下「本制度」という。）は、事業者が大規模な開発事業などを実施する際に、あらかじめ、その事業が環境に与える影響を予測・評価し、その内容について、住民や関係自治体などの意見を聴くとともに専門的立場からその内容を審査することなどにより、事業実施による環境への影響をできる限り少なくするための一連の手続の仕組みである。

都では、環境影響評価法の成立に先駆けて、東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）を昭和55年に制定した。翌昭和56年の施行以来、これまでに350件を超える案件に適用され、大規模事業が環境に与える影響の低減に大きな成果を上げてきた。

この間、平成14年には、国内初の計画段階環境影響評価制度導入に係る条例改正を行うなど、東京の環境保全を図るため先進的な取組を行ってきた。

現在の都における本制度を取り巻く状況を見ると、本制度の創設から37年が経過し、高度成長期以降に整備し、今後、更新期を迎える施設の増加が見込まれるなど、変化が生じている。これまで、条例に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、条例の新設等の規定を適用して本制度を運用してきた。しかしながら、本制度の手続は事業者の一定の負担を伴うものであるため、施設の更新の要件を明確化するなど、より適切で分かりやすいものに見直すことが必要である。

このような背景から、当審議会は、昨年12月に東京都知事から「東京都環境影響評価制度の見直しについて」諮問を受け、以来、環境影響評価制度検討特別部会を設置し、本制度の手続の明確化を中心とした見直しについて専門的見地から検討を行ってきた。

本年6月には、これまでの議論を「中間のまとめ」として公表し、これに対する都民等の意見を聴き、更に審議を重ねてきた。

当審議会は、これらを踏まえた審議の結果をまとめるに至ったので、ここに答申する。

第2 東京都環境影響評価制度の見直しについて

1 本制度の手続の明確化を中心とした見直し

(1) 施設更新時等の手続の明確化

【現状と課題】

施設の更新時においては、次の理由から、環境影響評価手続を行う必要がある。

- ① 施設の更新は、新設と同程度の環境への影響を及ぼすおそれがあり、解体工事の

影響も含めれば、新設以上の環境への影響を及ぼすおそれもあること。

- ② 施設は一度設置されると長期にわたり使用され、設置による環境への影響は将来にわたって継続することになる。そのため、新設時と同様に、更新時も環境への影響をできる限り少ないものとする必要があること。
- ③ 制度創設時になかった手続の導入や環境影響評価項目の追加など、本制度も見直されてきた。それに合わせた適正な評価手続を更新事業に対しても行う必要があること。

これまでは、条例第2条で定義する対象事業及び個別計画について、その内容及び規模を定める東京都環境影響評価条例施行規則（以下「施行規則」という。）に、施設の新設、増設等の規定はあるが更新についての規定がないため、施設の新設等の規定を適用して手続を実施してきた。

今後、施設の更新の増加が見込まれることから、より適正かつ円滑に環境影響評価手続の運用を図るため、施設の更新が本制度の対象となることを明確化する必要がある。

【今後の方向性】

施設の更新については、次のとおり明確化することが適当である。

ア 更新の定義を新たに定める。

条例及び施行規則には、更新についての規定がないことから、まず更新の定義を置くことが適当である。

規定に当たっては、「更新とは、既存の施設（建築物、工作物その他の施設をいう。以下同じ。）と同一敷地において、既存の施設の全部又は一部の除却を、当該既存の施設と同一の用に供する施設の設置と併せて行う行為をいう。ただし、補修工事等施設の保全のために行うものその他の知事が定めるものを除く。」など分かりやすいものとするのが適当である。

なお、「既存の施設と同一の用に供する施設」とは、例えば、工場等の敷地内の施設の更新は、個別の施設の用途にかかわらず更新に含まれるものとするよう、対象事業に係る施設として同一であることが分かるように規定すべきである。

また、施設によっては更新により設置する施設の敷地が既存の施設の敷地に収まらない場合があることに留意して規定すべきである。

イ 更新の要件を対象事業の種類ごとに新たに定める。

対象事業ごとの考え方の詳細は、別表「更新」の視点での対象事業の整理」に示す。

更新の規模要件については、更新は、既存施設の解体工事を除けば、新設等と同じ形態の行為であることから、これまでの考え方と同様、新設等の規模要件と同じ

規模で定めることが適当である。

一方、道路並びに鉄道、軌道及びモノレール（以下「鉄道等」という。）については、現行では、道路の改築や鉄道等の改良に相当する更新を対象事業とする規定がないが、環境への影響を考慮すると、高架又は橋梁の道路又は鉄道等について、橋脚、橋台又は桁の除却を伴う更新をする場合、対象事業とすることが適当である。また、その規模要件については、道路の改築や鉄道等の改良に相当する行為であることから、これらの規模要件と同じ規模で定めることが適当である。

なお、対象事業のうち、更新が想定できないもの、現在都内に該当する施設がないもの及び個別施設の更新が対象になり得ないものについては要件を定める必要はない（これに該当する対象事業は、別表の更新欄に更新の対象外とする理由を記載）。

ただし、現在都内に該当する施設がない対象事業について、今後、該当する施設が存在することになった場合には、新設等の規定に準じて、更新の要件を定めることが適当である。

ウ 更新以外の対象事業の内容についての見直しを行う。

道路及び鉄道等は、それぞれ改築、改良の場合の規模要件を、事業段階環境影響評価では長さ1 km以上、計画段階環境影響評価では長さ2 km以上と定めている。同様の線的開発事業でありながら、鉄道等の改良には、本線路の増設のほか、地下移設、高架移設その他の移設が含まれているのに対し、道路の改築には、車線数の増加のみで、移設は含まれていない。

更新と同様に環境への影響を及ぼすおそれがある道路の地下移設、高架移設等についても、鉄道等と同様に、改築の定義に含めて規定することが適当である。

また、バイパス道路について、環境影響評価法施行令が改築の定義に含めていることになり、条例においても道路の改築に定義することが適当である。

さらに、線的開発事業である送電線路についても、現在、移設についての規定がないため、更新と併せて鉄塔等の移設を伴うものについても規定することが適当である。

(2) 事業内容等変更時の手続要件の明確化

【現状と課題】

条例第62条、第37条では、対象事業又は対象計画の案の目的又は内容（以下「事業内容等」をいう。）を変更する場合の知事への届出義務を定めている。この例外として、軽微な変更その他規則で定めるものは届出を要しないとしているが、軽微な変更その他規則で定めるものについての具体的な定めがない。

しかしながら、変更届の提出は、事業者にとって一定の負担を伴うため、届出を不要とする要件を明確化することが必要である。

【今後の方向性】

ア 事業内容等の変更

変更届は、事業内容等が変更となった場合に、都が変更内容を正確に把握し、環境に著しい影響を及ぼすおそれがあるときは手続の再実施を求めるなど、適正な手続の実施を行うために欠かせない。また、変更内容を知事が公表し、都民に対し周知を図ることとしている。

具体的な要件の設定に当たっては、こうした変更届の意義を踏まえつつ設定する必要がある。

5 ページ「事業内容等の変更時の手続について」の図の中に、変更届が不要となる場合の要件として、①から④までの考え方を示している。

「①基本的な諸元以外の変更又は当該基本的な諸元の増加が10%未満である変更若しくは減少がある変更」又は「②変更後の対象事業について変更前の関係区市町村長以外の区市町村長が含まれていない変更」に該当しない場合は、環境影響評価法令では手続の再実施を求めていることになり、本制度による変更の届出の後には東京都環境影響評価審議会（以下「審議会」という。）への意見聴取を経て、手続の再実施を求めることが適当である。

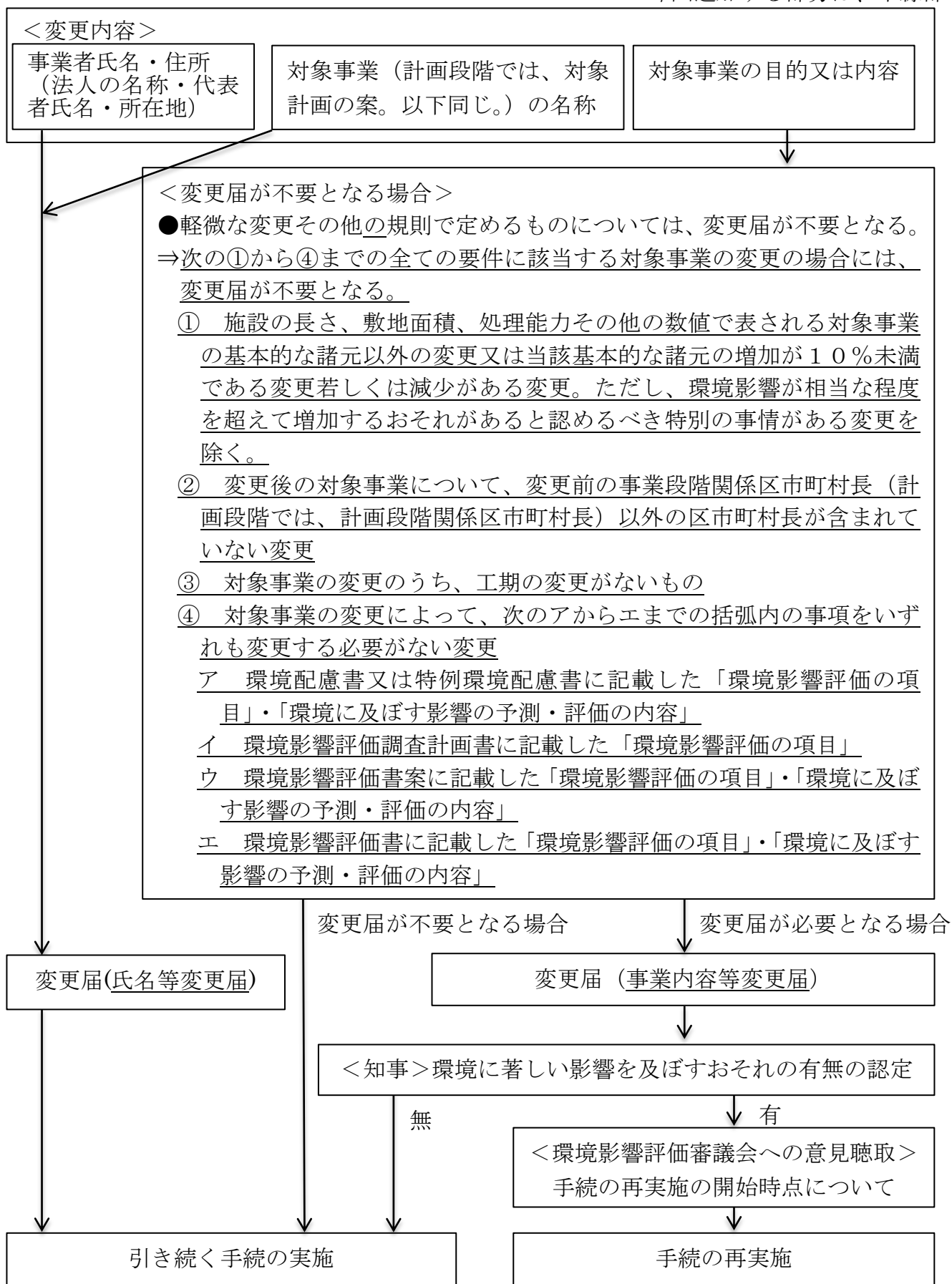
イ 氏名等の変更

条例第62条、第37条は、事業内容等の変更だけでなく、事業者の氏名若しくは住所又は対象事業の名称（以下「氏名等」という。）の変更があった場合、いずれも特段の区別なく同一の様式で変更の届出を提出することになっている。

氏名等の変更は、環境影響評価手続の再実施に関わらないため、事業内容等の変更届とは別の様式により届出を求め、そのまま引き続く手続を実施するように運用することが適当である。

事業内容等の変更時の手続について

今回追加する部分は、下線部



2 本制度の運用上の課題の見直し

(1) 事業者のより主体的な手続の実施

ア 審議会への事業者の参加

【現状と課題】

審議会は、環境影響評価図書（以下「図書」という。）に係る審査意見書の作成について、知事の諮問に応じ答申を行う権限を有している。

他の自治体の例では、事業者が、審議会において事業の内容等を説明しているが、都の場合、条例や施行規則に審議会への事業者の出席等に係る規定がなく、審議会委員への説明を全て都が担っている。

本制度は、事業者が主体的に環境の保全について適正な配慮を行う手続の仕組みであり、この趣旨からすれば、事業者が事業の内容等についての説明責任を果たすべきである。

【今後の方向性】

審議会は、事業者に対して審議会への出席、審議会において説明を求めることができることを明文化すべきである。

なお、この規定は、事業者には一定の負担を伴うことや本制度の基本的な事項であることから、条例上に設けることが適当である。

(2) 氏名等の公表に係る条例規定の見直し

【現状と課題】

条例第91条は、事業者が条例に定める手続を行わなかったときに、その氏名及び住所やその事実を公表することを定めている。

この条文は、手続に従わない事実があれば、直ちに氏名等を公表するという直罰的な定め方であるが、他の自治体の例では、氏名等の公表の前に指導や勧告を行い、それでも是正されないときは公表する措置を講じることが一般的である。

都は、これまでも手続の確実な遂行を担保するという趣旨から、より早期に是正を図るために指導や勧告を行うものと解してきたが、現行の規定はこの考え方に即していない。

【今後の方向性】

違反があると認められるときは、氏名等の公表の前に、必要な措置を講じるよう勧告する規定を設けることが適当である。

(3) 環境影響評価図書の公表方法の見直し

【現状と課題】

現在公表している図書には、環境配慮書、特例環境配慮書、環境影響評価調査計画書、環境影響評価書案、評価書案に係る見解書、環境影響評価書、事後調査報告書等がある。

都民等の理解や信頼を得て手続の適正な履行を確保するため、機密情報の取扱いに留意しながら、都は条例に基づき図書を縦覧期間中に縦覧に供するほか、縦覧期間終了後もウェブサイト上で図書の概要の公表や紙媒体での図書の貸出を行っている。

しかしながら、公表の方法は紙媒体による図書の縦覧が中心であるため、図書の全文を閲覧する場合は平日に縦覧場所に赴く必要がある。さらに、縦覧期間中は都の本庁舎の窓口だけでなく、都の事業所の窓口や関係する区市町村の窓口も含め複数の窓口で縦覧に供しているが、縦覧期間終了後は、都の本庁舎の窓口でのみ閲覧に供するなど、利用者への制約が大きい。

【今後の方向性】

手続が適正かつ円滑に履行されるよう努める責務を持つ都は、都民の利便性を考慮し、事業者の同意を得るなど著作権にも配慮した上で、ウェブサイトに全文を掲載するなど、より積極的に図書を公表するべきである。

また、図書は、制度や事業に対する都民等の理解の促進や予測・評価技術の向上などに資するものであることから、縦覧期間中のみならず縦覧期間終了後も、公表する図書の種類・公表期間について必要性を考慮した上で、ウェブサイトに掲載することが望ましい。

3 更なる制度改善に向けて

本審議会は、施設更新時の手続の明確化を中心として、早期に見直すべき事項を検討してきた。

今回検討した事項以外にも、次の論点は、本制度の更なる改善に向けた重要な事項であり、今後も本制度がその役割を十分に果たしていくよう、本格的な検討を進めていく必要がある。

(1) 計画段階環境影響評価制度の見直し

平成 14 年度に創設した計画段階環境影響評価制度は、都が策定する計画を対象に、計画の早い段階で複数案の比較評価を行う手続の仕組みである。創設から 16 年経過しており、これまでの実績、国や他自治体の動向等を踏まえ、制度適用の対象事業のあり方など制度の見直しについて検討する必要がある。

(2) 自主的な環境影響評価制度の導入

法や条例の対象にならない事業等に対して、事業者が自ら行う環境影響評価は、事業者が行う事業に環境配慮を組み込むために重要な手段であると考えます。自主的な環境影響評価を促進する観点で制度上に位置付けている自治体もあり、他の事例等を参考にしながら、自主的な環境影響評価の仕組みの導入について検討する必要があります。

(3) 対象事業の種類や要件の見直し

対象事業の種類や要件は、制度創設時からほとんど変わっていないが、制度を取り巻く状況は時時刻刻変化していることから、これらの見直しについても更に検討する必要があります。

「更新」の視点での対象事業の整理

別表

凡例

- 1 今回追加する部分は、下線部
- 2 「事」は事業段階アセスメント、「計」は計画段階アセスメントの要件

1 線の開発事業

事業	新設等	増設等	更新等
道路の新設又は改築	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道（道路法第3条第1号の高速自動車国道。以下同じ。）及び自動車専用道路（道路法第48条の2第1項又は第2項の規定により指定しようとする道路。以下同じ。）：「事」全て ・その他の道路（道路交通法第2条第1項第1号の道路。高速自動車国道及び自動車専用道路を除く。以下同じ。）（4車線以上）：「事」<u>1 km以上※3</u> / 「計」 2 km以上 	<p>【改築】（車線増等）※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」<u>1 km以上※3</u> ・その他の道路（4車線以上※4）：「事」 1 km以上※3 / 「計」 2 km以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※1 「改築」は、車線（付加追越車線、登坂車線、屈折車線、変速車線を除く。）の数が増加すること又は新たに道路（<u>その他の道路については、4車線以上であるものを</u>）を設けることに限る。</p> </div>	<p>【改築】（更新・移設）※2</p> <ul style="list-style-type: none"> ・高速自動車国道及び自動車専用道路：「事」<u>1 km以上※3</u> ・その他の道路（4車線以上※4）：「事」 <u>1 km以上※3</u> / 「計」 2 km以上 <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>※2 「改築」は、<u>地下移設、高架移設その他の移設（軽微な移設として知事が定めるものを除く。）又は高架若しくは橋梁の道路の更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。）</u>に限る。</p> </div>
<p>※3 新設又は改築する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、<u>軽微なものとして知事が定めるものを除き、対象とする。</u></p> <p>※4 改築については、改築の結果4車線以上になるものを含む。</p>			

事業	新設等	増設等	更新等
鉄道、軌道 又はモノ レールの 建設又は 改良	【建設】 ・鉄道（全国新幹線鉄道整備法第2条の新幹線鉄道、鉄道事業法第2条第1項の鉄道事業の用に供する鉄道。以下同じ。）、専用鉄道（鉄道事業法第2条第6項の専用鉄道。以下同じ。）、軌道（軌道法の適用を受ける軌道。以下同じ。）又はモノレール：「事」全て／「計」新幹線を除く全て	【改良】（線路増）※1 ・鉄道、専用鉄道、軌道又はモノレール：「事」1 km以上※3／「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。） <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※1 「改良」は、本線路の増設（一の停車場に係るものを除く。）に限る。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※3 改良する区間の長さが1 km未満でも対象事業の一部又は延長として実施するものは、軽微なものとして知事が定めるものを除き、対象とする。 </div>	【改良】（更新・移設）※2 ・鉄道、専用鉄道、軌道又はモノレール：「事」 <u>1 km以上※3／「計」2 km以上（新幹線に係る改良を除く。）</u> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> ※2 「改良」は、本線路の地下移設、高架移設その他の移設（<u>軽微な移設として知事が定めるものを除く。</u>）又は高架若しくは橋梁の本線路の更新（橋脚、橋台又は桁の除却を伴う場合に限る。）に限る。 </div>
送電線路 の設置又 は変更	【新設設置】 ・送電線路（電気事業法施行規則第1条第2項第2号の送電線路。以下同じ。）（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ長さ1 km以上	【延長・昇圧】 ・送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上かつ延長する区間の長さ1 km以上 ・送電線路（架空線のものに限る。）：「事」電圧17万V以上に変更（昇圧）かつ変更する区間の長さ1 km以上	【更新・移設】 ・送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 <u>電圧17万V以上かつ更新（鉄塔等の除却を伴う場合に限る。）を行う区間の長さ1 km以上</u> ・送電線路（架空線のものに限る。）：「事」 <u>電圧17万V以上かつ移設（鉄塔等の移設を伴う場合に限る。）を行う区間の長さ1 km以上</u>

2 規模要件に敷地面積等が含まれる事業

事業	新設等	増設等	更新等
工場の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場（※）：「事」敷地面積 9000 m²以上又は建築面積の合計 3000 m²以上／「計」敷地面積 18000 m²以上又は建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場（※）：「事」増加する敷地面積 4500 m²以上かつ増設後敷地面積 9000 m²以上又は増加する建築面積 1500 m²以上かつ増設後建築面積の合計 3000 m²以上／「計」増加する敷地面積 9000 m²以上かつ増設後敷地面積 18000 m²以上又は増加する建築面積 3000 m²以上かつ増設後建築面積の合計 6000 m²以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・製造業で公害型の工場（※）：「事」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する工場の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 3000 m²以上／「計」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する工場の敷地面積 18000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積の合計 6000 m²以上
<p>（※）「製造業で公害型の工場」：製造業（物品の加工修理業を含む。）に係る工場又は事業場で、大気汚染防止法第2条第2項のばい煙発生施設、同条第9項の一般粉じん発生施設及び同条第10項の特定粉じん発生施設、水質汚濁防止法第2条第2項の特定施設、騒音規制法第2条第1項の特定施設又は振動規制法第2条第1項の特定施設を有するもの</p>			
終末処理場の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場（下水道法第2条第6号の終末処理場。以下同じ。）：「事」敷地面積 5ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」敷地面積 10ha 以上又は汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」増加する敷地面積 2.5ha 以上かつ増設後敷地面積 5ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 50 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上又は増加する汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上かつ増設後汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・終末処理場：「事」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する終末処理場の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 5ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 100 t/日以上／「計」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する終末処理場の敷地面積若しくは更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上又は更新により設置する施設の汚泥処理能力（固形物量）の合計 200 t/日以上

事業	新設等	増設等	更新等
産業廃棄物の中間処理施設の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の中間処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第1号から第13号の2までの施設。以下同じ。）：「事」敷地面積 9000 m²以上又は建築面積 3000 m²以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の中間処理施設：「事」増加する敷地面積 4500 m²以上かつ増設後敷地面積 9000 m²以上又は増加する建築面積 1500 m²以上かつ増設後建築面積 3000 m²以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 産業廃棄物の中間処理施設：「事」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する産業廃棄物の中間処理施設の敷地面積 9000 m²以上又は更新により設置する建築物の建築面積 3000 m²以上
卸売市場の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場（卸売市場法第2条第2項の卸売市場。以下同じ。）：「事」敷地面積 10ha 以上／「計」敷地面積 20ha 以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場：「事」増加する敷地面積 5ha 以上かつ増設後敷地面積 10ha 以上／「計」増加する敷地面積 10ha 以上かつ増設後敷地面積 20ha 以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 卸売市場：「事」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する卸売市場の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 10ha 以上／「計」更新（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）により設置する卸売市場の敷地面積又は更新により設置する施設の施工区域面積の合計 20ha 以上
都市計画法第4条第11項の第二種特定工作物の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物：「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上） 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物：「事」増加する事業区域面積 20ha 以上かつ増設後事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 7.5ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 10ha 以上）／「計」増加する事業区域面積 40ha 以上かつ増設後事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は増加する事業区域面積 20ha 以上） 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 第二種特定工作物：「事」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は更新により設置する第二種特定工作物の事業区域面積 40ha 以上）

注 更新の結果、増設部分（既存の施設の規模を超える部分をいう。）ができた場合において、増設部分の規模が増設の規模要件を満たさないときは、更新部分（既存の施設の規模以下の部分をいう。）の規模に増設部分の規模を合算した規模により、更新の規模要件の該当を判断する。

3 規模要件を施設の能力で定めている事業

(更新の対象外とする理由)

事業	新設等	増設等	更新等
発電所 (※) の設置又は変更	【新設設置】 ・火力発電所：「事」出力合計 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」出力合計 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」出力合計 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【増設】 ・火力発電所：「事」増加する出力合計 5.625 万 kW 以上かつ増設後出力 11.25 万 kW 以上 ・水力発電所：「事」増加する出力合計 1.125 万 kW 以上かつ増設後出力 2.25 万 kW 以上 ・地熱発電所：「事」増加する出力合計 3750kW 以上かつ増設後出力 7500kW 以上 ・原子力発電所：「事」全て	【更新】 ・火力発電所：「事」更新により設置する火力発電所の出力合計 <u>11.25 万 kW 以上</u> ・水力発電所：「事」更新により設置する水力発電所の出力合計 <u>2.25 万 kW 以上</u> ・地熱発電所：「事」更新により設置する地熱発電所の出力合計 <u>7500kW 以上</u> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 原子力発電所 現在、都内に該当する施設がない。 </div>
(※)「発電所」：火力、水力、地熱又は原子力による発電のため必要なダム、水路、貯水池、建物、機械、器具その他の工作物の総体			
石油貯蔵所の設置又は変更	【新設設置】 ・石油貯蔵所（危険物の規制に関する政令第 2 条第 2 号の屋外タンク貯蔵所（原油、揮発油、灯油、軽油又は重油を貯蔵するものに限る。以下同じ。）：「事」貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【増設】 ・石油貯蔵所：「事」増加する貯蔵能力 1.5 万 kL 以上かつ増設後の貯蔵能力合計 3 万 kL 以上	【更新】 ・石油貯蔵所：「事」更新により設置する石油貯蔵所の貯蔵能力合計 <u>3 万 kL 以上</u>
ごみ処理施設の設置又は変更	【新設設置】 ・ごみ処理施設 (※)：「事」ごみ処理施設の種類ごとの処理能力合計 200 t/日以上	【増設】 ・ごみ処理施設 (※)：「事」増加するごみ処理施設の種類ごとの処理能力合計 100 t/日以上かつ増設後の処理能力合計 200 t/日以上	【更新】 ・ごみ処理施設 (※)：「事」更新により設置するごみ処理施設の種類ごとの処理能力合計 <u>200 t/日以上</u>
(※)「ごみ処理施設」：廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 8 条第 1 項の一般廃棄物処理施設で、廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則第 4 条第 1 項第 7 号の焼却施設、同項第 9 号のばいじん又は焼却灰の処理施設、同項第 10 号の高速堆肥化処理施設、同項第 11 号の破碎施設、同項第 13 号の選別施設、同項第 14 号の固形燃料化施設			

事業	新設等	増設等	更新等
し尿処理施設の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項のし尿処理施設。以下同じ。）：「事」処理能力合計 100kL/日以上 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設：「事」増加する処理能力合計 50kL/日以上かつ増設後の処理能力合計 100kL/日以上 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> し尿処理施設：「事」更新により設置するし尿処理施設の処理能力合計 100kL/日以上
自動車駐車場の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車駐車場（道路の路面外に設置する自動車の駐車のための施設。以下同じ。）（臨時に設置するものを除く。）：「事」同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。）／「計」同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。） 	<p>【増設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」増加する同時駐車能力 500 台以上かつ増設後同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。）／「計」増加する同時駐車能力 1000 台以上かつ増設後同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。） 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 自動車駐車場（臨時に設置するものを除く。）：「事」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 1000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。）／「計」更新により設置する自動車駐車場の同時駐車能力 2000 台以上（住宅の居住者用の自動車の台数を除く。）

注 更新の結果、増設部分（既存の施設の規模を超える部分をいう。）ができた場合において、増設部分の規模が増設の規模要件を満たさないときは、更新部分（既存の施設の規模以下の部分をいう。）の規模に増設部分の規模を合算した規模により、更新の規模要件の該当を判断する。

4 規模要件をその他の方法で定めている事業

事業	新設等	増設等	更新等
飛行場の設置又は変更	<p>【新設設置】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上空港等（航空法施行規則第75条第1項の陸上空港等又は自衛隊が設置する陸上空港等。以下同じ。）又は陸上ヘリポート（航空法施行規則第75条第1項の陸上ヘリポート又は自衛隊が設置する陸上ヘリポート。以下同じ。）：「事」全て／「計」全て 	<p>【滑走路の新設等】</p> <ul style="list-style-type: none"> 滑走路の新設又は位置の変更：「事」全て／「計」全て 滑走路の延長：「事」等級（※）の変更を伴うもの又はA級着陸帯若しくはa級滑走路の場合については陸上空港等は500m以上、陸上ヘリポートは50m以上の延長 	<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 陸上空港等又は陸上ヘリポート（既存の施設の全部を除却する場合に限る。）：「事」全て／「計」全て <p>（※）「等級」：航空法施行規則第75条第2項の着陸帯の等級又は飛行場及び航空保安施設の設置及び管理の基準に関する訓令別表第1に掲げる滑走路の長さによる等級</p>
ふ頭の設置新設	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふ頭（※）：「事」係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上／「計」係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上 <p>（※）「ふ頭」：船舶を係留するための岸壁、その前面の泊地、船客の乗降又は貨物の荷さばきを行うための固定的な施設及びこれらの施設の機能を確保するために必要な護岸、臨港交通施設その他の施設の総体</p>		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> ふ頭（※）：「事」更新により設置するふ頭（船舶を係留するための岸壁に限る。）の係船岸の水深12m以上かつ長さ240m以上／「計」更新により設置するふ頭（船舶を係留するための岸壁に限る。）の係船岸の水深15m以上かつ長さ480m以上
住宅団地の設置新設	<p>【新設】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅団地（※）：「事」住宅戸数1500戸以上／「計」住宅戸数3000戸以上 <p>（※）「住宅団地」：一団の土地に集団的に建設される住宅及びその附帯施設の総体</p>		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 住宅団地（※）：「事」更新により設置する住宅戸数1500戸以上／「計」更新により設置する住宅戸数3000戸以上
高層建築物の設置新設	<p>【新築】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物（建築基準法第2条第1号の建築物。以下同じ。）：「事」高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積10万㎡超（駐車場面積を含む。）※ <p>※ 特定の地域については、高さ180m超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積15万㎡超（駐車場面積を含む。）</p>		<p>【更新】</p> <ul style="list-style-type: none"> 建築物：「事」更新により設置する高層建築物の高さ100m超（階段室、昇降機塔等を含む。）かつ延べ面積10万㎡超（駐車場面積を含む。）※

(更新の対象外とする理由)

5 施設更新の対象外の事業

事業	新設等	増設等	更新等
河川法第3条第1項の河川に関するダムの新築	【新築】 ・ダム（河川の流水を貯留し、又は取水するために設置するダムに限る。）：「事」高さ15m以上かつ湛水面積75ha以上		更新は、想定できない。
河川法第3条第1項の河川に関する堰の新築又は改築	【新築】 ・堰：「事」湛水面積75ha以上	【改築】 ・堰：「事」増加する湛水面積37.5ha以上かつ改築後湛水面積75ha以上	現在、都内に該当する施設がない。（湛水面積が判明している施設がない。）
河川法第3条第1項の河川に関する湖沼水位調節施設の新築	【新築】 ・湖沼水位調節施設：「事」施設が設置される土地の面積及び施設操作により露出する水底の最大水平投影面積の合計75ha以上		現在、都内に該当する施設がない。
河川法第3条第1項の河川に関する放水路の新築	【新築】 ・放水路（河川を分岐して新たな河川を開削し、流水を直接海や水系の異なる他の河川に放流する水路）：「事」河川区域の幅30m以上かつ長さ1km以上又は75ha以上の土地の形状を変更するもの／「計」河川区域の幅30m以上かつ長さ2km以上		現在、都内に該当する施設がない。

事業	新設等	増設等	更新等
ガス製造所の設置又は変更	【設置】 ・ガス製造所（ガス事業法施行規則別表第1に掲げる製造所。以下同じ。）：「事」製造能力合計150万Nm ³ /日以上	【増設】 ・ガス製造所：「事」増加する製造能力合計75万Nm ³ /日以上かつ増設後製造能力合計150万Nm ³ /日以上	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 現在、都内に該当する施設がない。 </div>
石油パイプラインの設置又は変更	【設置】 ・石油パイプライン（石油パイプライン事業法第2条第2項の石油パイプライン。以下同じ。）の導管（地下に埋設する部分を除く。）：「事」15km超	【延長】 ・石油パイプラインの導管（地下に埋設する部分を除く。）：「事」延長する部分の長さ7.5km以上かつ延長後の長さ15km以上	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 現在、都内に該当する施設がない。 </div>
一般廃棄物又は産業廃棄物の陸上最終処分場の設置又は変更	【設置】 ・陸上最終処分場（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第8条第1項又は廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第7条第14号の最終処分場（陸上において処理するものに限る。）。以下同じ。）：「事」埋立面積1ha以上又は埋立容量5万m ³ 以上（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号の特定有害産業廃棄物については埋立面積1000m ² 以上）	【増設】 ・陸上最終処分場：「事」増加する埋立面積5000m ² 以上かつ増設後埋立面積1ha以上又は増加する埋立容量2.5万m ³ 以上かつ増設後埋立容量5万m ³ 以上（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第2条の4第5号の特定有害産業廃棄物については増加する埋立面積500m ² 以上かつ増設後埋立面積1000m ² 以上）	<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 更新は、想定できない。 </div>
埋立て又は干拓	【埋立て又は干拓】 ・公有水面埋立法第1条第1項の埋立て又は同条第2項の干拓：「事」埋立て又は干拓面積15ha以上／「計」埋立て又は干拓面積30ha以上		<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> 更新は、想定できない。 </div>

事業	新設等	増設等	更新等
流通業務市街地の整備に関する法律第2条第2項の流通業務団地造成事業	【流通業務団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p> </div>
土地区画整理法第2条第1項の土地区画整理事業	【土地区画整理事業の施行】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）		
新住宅市街地開発法第2条第1項の新住宅市街地開発事業	【新住宅市街地開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積 40ha 以上		
首都圏の近郊整備地帯及び都市開発区域の整備に関する法律第2条第5項の工業団地造成事業	【工業団地造成事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		

事業	新設等	増設等	更新等
都市再開発法第2条第1号の市街地再開発事業	【市街地再開発事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>面的開発全体を対象としており、個別施設の更新を対象としていない。</p> </div>
新都市基盤整備法第2条第1項の新都市基盤整備事業	【新都市基盤整備事業の施行】 ・「事」全て／「計」全て		
大都市地域における住宅及び住宅地の供給の促進に関する特別措置法第2条第4号の住宅街区整備事業	【住宅街区整備事業の施行】 ・「事」施行区域面積 20ha 以上／「計」施行区域面積 40ha 以上		
建築物の建築の用に供する目的で行う土地の造成	【土地の造成】 ・「事」事業区域面積 40ha 以上（樹林地等を 15ha 以上含む場合は 20ha 以上）／「計」事業区域面積 80ha 以上（樹林地等を 30ha 以上含む場合は 40ha 以上）		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>
土石の採取又は鉱物の掘採	【土、砂利（砂及び玉石を含む。）、採石法第2条の岩石の採取（洗浄を含む。）、鉱業法第3条の鉱物の掘採】 ・「事」施行区域面積（工区を分割する場合は全体の区域の面積） 10ha 以上		<div style="border: 1px dashed black; border-radius: 15px; padding: 10px;"> <p>更新は、想定できない。</p> </div>

事業	新設等	増設等	更新等
環境に著しい影響を及ぼすおそれのある事業で規則で定めるもの			<div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; width: fit-content; margin: auto;">規則の定めがない。</div>

諮問第 480 号（東京都環境影響評価制度の見直し） の諮問趣旨について

1 諮問理由

- ・東京都環境影響評価条例（以下「条例」という。）に規定する対象事業について施設の更新があった場合、新たに施設を設置する際と同程度の環境への影響を及ぼすおそれもあることから、これまでは、条例の新設等の規定を適用して、東京都環境影響評価制度（以下「本制度」という。）の手續を実施してきた。
- ・一方、高度成長期以降に整備した施設等更新期を迎える施設の増加が見込まれるなど、本制度を取り巻く状況の変化が生じている。
- ・本制度の手續は、事業者の一定の負担を伴うことから、施設の更新について対象を明確化するなど、より適切で分かりやすい手續とする必要がある。
- ・よって、本制度の手續の明確化を中心に、条例の改正を含めた本制度の見直しについて、東京都環境影響評価審議会に諮問する。

2 本制度の見直しの視点

(1) 本制度の手續の明確化等

条例の対象事業について、施設の更新があった場合に条例の対象となることを明確化する規定を設けるなど、手續の明確化を中心に、必要な見直しを図る。

(2) その他

そのほか、本制度の運用上の課題について、見直しを図る。

第 19 期東京都環境影響評価審議会委員名簿

区分	氏名	現職
会長	柳 憲一郎	明治大学教授
第一部会	部会長	町田 信夫 日本大学名誉教授
	委員	奥 真美 首都大学東京教授
	委員	※小林 一哉 中央大学教授
	委員	小堀 洋美 東京都市大学特別教授
	委員	齋藤 利晃 日本大学教授
	委員	谷川 昇 国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員
	委員	堤 仁美 昭和女子大学専任講師
	委員	※寺島 孝一 元江戸遺跡研究会世話人代表
	委員	平林 由希子 芝浦工業大学教授
	委員	森川 多津子 一般財団法人日本自動車研究所主任研究員
	委員	義江 龍一郎 東京工芸大学学長
第二部会	部会長	平手 小太郎 東京大学教授
	委員	池邊 このみ 千葉大学大学院教授
	委員	池本 久利 一般財団法人日本環境衛生センター 課長
	委員	日下 博幸 筑波大学教授
	委員	坂本 慎一 東京大学生産技術研究所教授
	委員	佐々木 裕子 国立研究開発法人国立環境研究所客員研究員
	委員	西川 豊宏 工学院大学教授
	委員	藤倉 まなみ 桜美林大学教授
	委員	宮越 昭暢 国立研究開発法人産業技術総合研究所主任研究員

注 1) 委員任期は、平成 29 年 5 月 20 日から平成 31 年 5 月 19 日まで

注 2) ※は両部会を併任する。

注 3) 会長は、両部会に所属する。

環境影響評価制度検討特別部会 委員名簿

区分	氏名	現職	専門分野
部会長	柳 憲一郎	明治大学教授	法律・行政
委員	奥 真美	首都大学東京教授	法律・行政
委員	平手 小太郎	東京大学教授	日影、風環境、景観
部会長代理	藤倉 まなみ	桜美林大学教授	法律・行政
委員	町田 信夫	日本大学名誉教授	騒音・振動

審議の経過

区 分	年 月 日	主な審議事項
審議会（総会）	平成 29 年 12 月 21 日	（諮問第 480 号） 東京都環境影響評価制度の見直しについて諮問
特別部会 （平成 29 年度第 1 回）	平成 30 年 1 月 24 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討事項について
特別部会 （平成 29 年度第 2 回）	平成 30 年 2 月 16 日	「東京都環境影響評価制度の見直し」に係る各検討事項について
特別部会 （平成 29 年度第 3 回）	平成 30 年 3 月 23 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ（案）について
特別部会 （平成 30 年度第 1 回）	平成 30 年 4 月 23 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ（案）について
特別部会 （平成 30 年度第 2 回）	平成 30 年 6 月 25 日	東京都環境影響評価制度の見直しの中間のまとめ（案）について
審議会（総会）	平成 30 年 6 月 26 日	東京都環境影響評価制度の見直し 中間のまとめ
特別部会 （平成 30 年度第 3 回）	平成 30 年 8 月 27 日	東京都環境影響評価制度の見直しの答申（案）について
特別部会 （平成 30 年度第 4 回）	平成 30 年 10 月 5 日	東京都環境影響評価制度の見直しの答申（案）について
審議会（総会）	平成 30 年 10 月 5 日 （予定）	東京都環境影響評価制度の見直し 答申（予定）